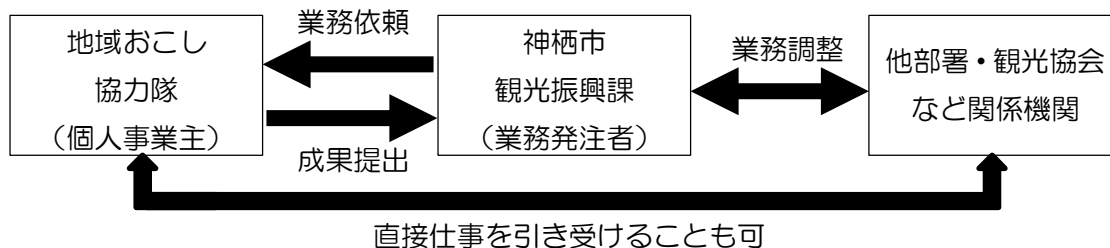


# 令和3年度 第3回 神栖市地域おこし協力隊募集要項

## 1 概要

神栖市では、観光客を増やすことを目的に、地域外から移住してきた方の新しい視点で神栖市の強み・弱みを知り、市や観光協会など関係する人たちと協力しながら神栖市の魅力を広める・増やす経験をし、活動終了後に神栖市内で就業または起業する人材を募集します。

### 【地域おこし協力隊と関係機関の関わり方】



## 2 求める人物像

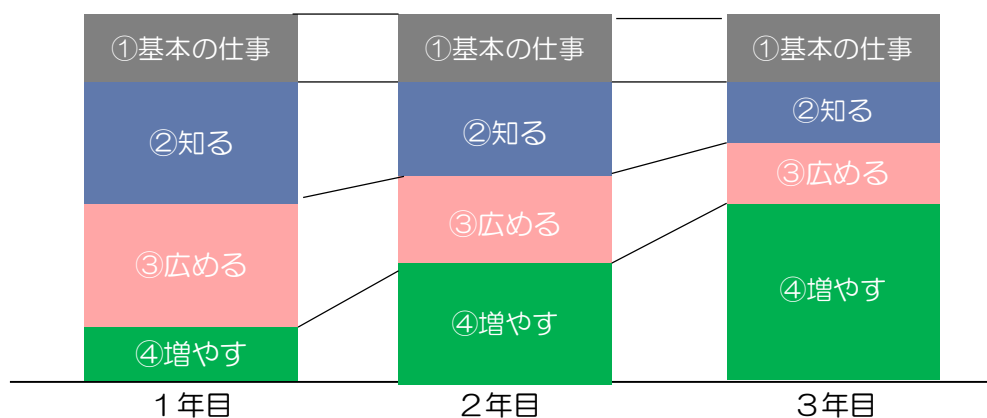
- (1) 自分が知った楽しいこと・おいしいもの・好きなことなどをおすすめするのが好きな人。
- (2) 市や観光関連事業者、地域住民などと意欲的にコミュニケーションを図りながら、自発的・計画的に行動できる人。
- (3) 観光振興に関心があり、将来の就職または起業のために地域の人とのネットワークをつくりたい人。
- (4) ライターやインフルエンサーなど魅力を伝える仕事をしてみたい人。

## 3 取り組んで欲しい内容

神栖市の魅力を「知る・広める・増やす」ために、1年毎に活動のバランスを変えながら観光振興に関する活動に取り組んでいただきます。

※ 3年間の委嘱を確約するものではありません。 詳しくは「6 身分及び委嘱期間」をご確認ください。

### 【活動バランスのイメージ】



### ① 基本の仕事

- ・ 県等が実施する研修等への参加 ・ 広報誌等の原稿作成，ラジオ出演などの取材協力
- ・ 作成するガイドマップやイベントなどに対する意見照会 ・ 活動予定表の提出
- ・ 活動報告会 など

### ② 知る（観光振興に関する地域活動）

- ・ 市・神栖市観光協会などが行う観光振興事業（お祭りなどのイベントなど）の運営協力
- ・ 観光協会等の関係機関や地元のお店・人などとの積極的なコミュニケーションによる情報収集  
など

### ③ 広める（情報発信）

- ・ 旬の観光情報を定期的に文＋写真で情報発信
- ・ 地域のヒト・モノ・コトを取材し，ガイドマップやフリーマガジンの発行など，魅力を広めるための事業を企画・実施  
など

⇒ 情報発信ツール等は，採用した方の得意なことをふまえ，委託候補者決定後相談しながら決めていきます。必要な技術の習得も活動経費の範囲内で支援します。

### ④ 増やす（起業または就職に向けた自主活動）

市外から移住する“あなた”の視点から，②③の活動を通して「こんな仕組み・取り組みがあれば神栖市がもっと魅力的になるのに」という神栖市の弱点を見つけ，その弱点を改善を目指した起業または就職を見据えた自主活動を企画・実施する。

#### 【神栖市の魅力の例】

観光	海（波崎海水浴場・日川浜海水浴場），1000人画廊，鹿島臨海工業地帯（工場夜景），フィルムコミッション
特産品	ピーマン，サバ，いわし，若松，センリョウ，将棋盤
アクティビティなど	スポーツ合宿，釣り，サーフィン

## 5 募集要件

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域など※に現に住所を有する方で，委嘱後，神栖市に生活の拠点を移し，住民票を異動できる人。

※ 委嘱前に既に神栖市に定住している人（既に住民票が神栖市にある人等）や都市地域など意外にお住まいの方は対象となりません。応募前に，自身のお住まいの自治体が都市地域などに該当するか確認をお願いいたします。

詳しくは総務省ホームページをご覧ください。下記「11 問合せ先」までご連絡ください。

- (2) 活動期間終了後も神栖市に定住し，就業または起業する意思のある人。  
(3) 心身ともに健康で誠実に業務にあたるおおむね20～30歳代の人。

- (4) 法令（特に神栖市情報セキュリティポリシーなど）を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる人。
- (5) 普通自動車免許を有し、実際に運転ができる人。
- (6) パソコン（ワード・エクセルなど）の基本操作及びインターネット（ホームページ・SNSなど）で情報発信などができる人。
- (7) 次のいずれにも該当しない人。
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 身分及び委嘱期間

- (1) 身分 地域おこし協力隊員として、神栖市長が委嘱します。  
※ 市と雇用関係はないため、社会保険料などは自己負担となります。
- (2) 委嘱期間 委嘱の日から令和4年3月31日まで。  
※ 活動状況や実績を勘案し委嘱期間を更新できるものとします（最長3年）。

## 7 活動時間及び日数

委託契約となるため、指定しません。ただし、市と協議の上、月毎に活動目標と活動予定日時を記載した活動計画書を提出していただきます。

## 8 待遇など

### (1) 費用

ア 活動対価 最大 225,000 円（月額）

※ 市へ毎月提出していただく活動月報などの実績により、月額を決定します。

イ 活動経費 最大 2,000,000 円（年額）

活動計画、日報及び月報などの内容を審査し、適正と認められるときは、市の予算の範囲内で活動に要する経費を支払います（年額上限 2,000,000 円、要証拠書類）。ただし、適正と認めた場合でも、市と隊員で協議の上、経費の支払に上限額を設ける場合があります。

〈例〉ア 委嘱期間中の住居借り上げ料

- ・月額上限 50,000 円
- ・引越費用、光熱水費、生活備品、自治会費などは自己負担

イ 活動用車両借上料

- ・月額上限 35,000 円
  - ・自家用車を活動用車両として使用することも可とするが、その場合借上料は支給なし
- ※ 自家用車・借上車両ともに対人及び対物補償無制限の任意保険へ加入（自己負担）をしていただきます

ウ 車両の燃料費

用件毎に記録した走行距離を市が審査して認めた分が対象

エ パソコン借上料

月額上限 5,000 円

オ その他

活動旅費，研修・資格取得などに要する経費など，地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務官通知)に基づいて市が適正と認めたもの

(2) 地域おこし協力隊委託期間中の協力隊以外の就業・業務請負など

業務委託であるため制限等はありませんが，地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲となるようご配慮をお願いします。

(3) 研修

段階別に国・県が実施する研修のほか，隊員が希望する研修を市が活動に必要であると判断した場合，活動経費をあてて参加することができます。

(4) その他

- ・活動場所は活動内容により市と協議して決定します。また，所管課内に隊員が活動中に自由に使用できるフリースペースを設置予定です。
- ・市担当者と週 1 回程度，定期的な打合せをしていただく予定です。

## 9 応募方法

(1) 受付期間

令和 4 年 2 月 28 日（月）17 時まで（随時受付）

※ 随時受付のため、定員に達した時点で募集を終了します。

(2) 提出書類 下記の書類を提出

- ①応募用紙 ②運転免許証の写し ③住民票抄本（写し可）
- ④プレゼンテーション資料（A4 1 枚，縦横不問）  
テーマ「今のあなたが考える神栖の魅力の広め方」

(3) 提出方法 郵送またはメール（宛先は下記「11 問合せ先」のとおり）

## 10 選考方法

(1) 第 1 次選考（書類選考）

書類選考の上，結果を応募用紙記載の住所あてに文書で通知します。

(2) 第 2 次選考（面接）

第 1 次選考の合格者を対象に，神栖市役所で，プレゼンテーション及び面接試験を行います。

プレゼンテーションでは，9(2)④のプレゼンテーション資料をもとに面接官に発表していただく予定です。詳細については，第 1 次合格者に選考結果の通知と併せてお知らせします。

なお，第 2 次選考は，新型コロナウイルス感染症の拡大状況などによっては，オンライン上で実施します。第 2 次選考に要する交通費，通信費などは個人負担となります。

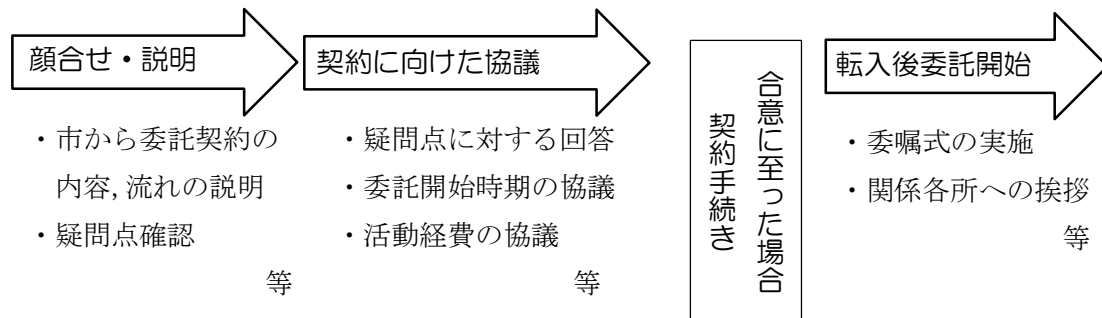
### (3) 最終選考結果の報告

最終結果（内定）は第2次選考終了後に文書で通知します。

※ 住民票の移動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。

## 11 委託までの流れ

協力隊業務を委託（活動開始）する前に、委託候補者と市で契約内容（活動条件など）の協議を実施します。その後、双方合意に至った場合委託契約します。



## 12 問合せ先

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5 分庁舎 1 階

神栖市 産業経済部 観光振興課 担当：前木<sup>まえき</sup>

電話 0299-90-1217・FAX 0299-90-1211

メール kanko@city.kamisu.ibaraki.jp